

# 原動機付自転車改造申告書

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

標識番号	青梅市	車 名	
車台番号			

改造の理由 およびその内容	
排気量の変更	$\text{排気量計算式} = 3.14 \times (D \times D / 4) \times S$ <p>D = ピストン直径 _____ mm    S = ストローク _____ mm  <math>3.14 \times (\text{_____} \times \text{_____}/4) \times \text{_____} = \text{_____}</math></p> <p>排気量 _____ cc → _____ cc</p>
ミニカーへの変更	<p>輪 距 _____ cm → _____ cm</p> <p>※ 排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下で、輪距が50cmを超えるもの  <u>輪距を確認できる写真を必ず添付してください</u></p>
上記以外の改造箇所	
使用部品のメーカー および購入先等	<p>※ 改造に使用した部品の領収書、写真等を添付してください</p>
改 造 者	住所・所在地
	氏名・名称
	電話番号

青梅市長 様

上記のとおり原動機付自転車を改造したので申告いたします。

なお、改造に伴う事柄については、裏面の「注意点」を確認し、当該車両により発生した一切の責任は私が負うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

納税義務者（自署） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 改造した原動機付自転車の登録について

排気量等を改造した原動機付自転車を登録申請する場合は、「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」に以下の書類の添付が必要となります。

なお、「原動機付自転車改造申告書」にもとづき標識を交付しますが、これはあくまでも軽自動車税を課税するための事務手続です。標識の交付をもって市が車両の走行性、安全性を保障するものではありませんので御了承ください。

また、改造の事実を偽って申告した場合は、地方税法第463条の20にもとづき罰金が科されます。

### 地方税法第463条の20（種別割に係る虚偽の申告等に関する罪）

（略）申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

（軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書に添付する書類）

●専門業者が改造した車両	
<input type="checkbox"/>	業者作成の改造証明書（記載内容は、「原動機付自転車改造申告書」と同程度のもの。）
●自分で改造した車両	
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車改造申告書
<input type="checkbox"/>	添付書類
① エンジンの載せ替え	<input type="checkbox"/> エンジン購入にかかる領収書
	<input type="checkbox"/> エンジンの仕様説明書
② 改造キット（ボアアップ・ボアダウン）の取付け	<input type="checkbox"/> 改造キット購入にかかる領収書
	<input type="checkbox"/> 改造キットの取扱説明書
③ エンジン内燃機の加工（ボーリング・ホーニング）	<input type="checkbox"/> ピストン購入にかかる領収書
	<input type="checkbox"/> ピストンの仕様説明書
④ 原動機付自転車からミニカー（またはその逆）への改造	<input type="checkbox"/> 輪距（トレッド）の確認できる写真（コンベックスを当てている写真）
	※コンベックスの目盛りが読めるように、左右の後輪を拡大した写真もご用意ください。
⑤ その他の改造	
	市民部課税課庶務係 0428-22-1111 内線 2171 までお問合せください